

平成の市町村合併による農業農村整備事業の実施体制の変化について

Structural Changes of Rural Development Administration after Consolidation of Municipalities

○ 松本 雅夫*、堀尾 俊弘*

Masao MATSUMOTO, Toshihiro HORIO

1. はじめに

全国的に市町村の合併が積極的に推進された結果、平成 11 年 3 月 31 日に 3,232 あった市町村は、平成 19 年 3 月 31 日には 1,804 となった。市町村の合併に関する研究会（総務省）が作成した報告書によると、合併の効果として①行財政基盤が強化される、②権限委譲によって自立性が向上する、③組織の規模が大きくなることによって職員一人あたりの業務範囲が狭く深くなるとともに、専門性の高い行政課題に対応する課等を設置しやすくなり、専門的できめ細かい施策の推進がなされる等が期待されている¹⁾。

島根県においては、平成の市町村合併を通じて市町村数が 59(8 市 41 町 10 村)から 21(8 市 12 町 1 村)へと大幅に再編された。それに伴って市町村段階における農業農村整備関係の行政機構も大幅な改編がなされている。

農村地域を主な対象とする農業農村整備事業の推進体制が平成の大合併を経てどのように変化したのか、その変化は事業の実施にどのような影響をもたらしているのか、市町村合併前後の事業執行体制の調査と業務運営上市町村と密接な関係のある県出先機関担当課長等へのアンケート調査を通じて検討を試みた。

2. 調査の方法

1) 市町村合併前後の事業執行体制の調査

農業農村整備事業を担当する市町村の行政組織(課・係)に着目し、本庁課長・補佐等の意思決定ポスト、事業担当者について組織図・担当者名簿、聞き取り等により数的な変化を把握した。この際、市町村では農業農村整備事業以外の業務も担当している場合が多いが、農村地域では建設課長という役職名でも実質的には農業農村整備事業を主に担当している事例も多く見受けられるため、農業農村整備に係る団体営事業、災害復旧事業、国営・県営事業の事業調整等の担当者であれば農業農村整備事業担当者として計上した。

2) アンケート調査

合併後の市町村における事業執行体制の質的な変化を把握することを目的に、あくまで主観的な把握であるが、事業等の実施を通じて市町村と接触する機会の多い県出先事務所の担当課長クラス(計 24 名)を対象として記述式アンケートを実施し、全員から回答を得た。

3. 調査結果

(1) 組織的变化について

市町村における職階別農業農村整備関係担当職員数の変化について調査結果を表-1 に示す。これを見ると、市町村合併の前後を比較して、農業農村整備事業に関わる職員数が大幅に縮小されていることが分かる。特に、議会や地域住民との対応において実質的に市町村の代表者となり、首長とも直接コンタクトを取りつつ事業推進に関する実質的な意思

*島根県農村整備課 Rural Development Division, Shimane Prefectural Office 市町村合併 農業農村整備

決定者である本庁課長ポストが 75 から 29 に大きく減少し、実質的な権限に乏しい支所の課長数を足しても 49 にとどまっている。さらに、実質的に業務を担う担当職員数(係長以下)は 152 から 110 へと大幅に減少している。課長以下、農業農村整備事業を担っていた総職員数は合計 300 名から 197 名へと合併前の 66% の水準となっている。

市町村の合併形態別に農業農村整備担当職員数の変化を示した表-2 を見ると、特に、支所を置かずに本庁に業務を集約した 10 市町において職員数が 48% にまで落ち込んでいる。

(2) 質的な変化について

県庁出先職員へのアンケート調査の結果を見ると、市町村の担当者が広域化した地域状況を十分に把握しておらず、事業計画策定等に係わる連絡・調整に支障があること、旧町村レベルで支所が設置されている例が多いが、本庁と支所との役割・責任分担が不明確で事業推進上の協議も非効率になったことを指摘する声が多かった。

その他、合併前の町村役場では地元のきめ細かい要望を踏まえて担当課長レベルが事業実施可否、補助制度など具体的に県と相談することが多かったが、合併後はそういう相談も減少したとの報告があった。また、職員の専門性に関して、農業土木の経験・知識が不足して、各種調査、災害対応、会検対応等を含めて話がかみ合わず、円滑な事業の実施に支障が出ることも指摘された。

4. 結果の考察

今回の調査を通じて、島根県内の市町村においては、平成の大合併を経て、農業農村整備事業関係の組織・人員が大幅に縮小されていることが判明した。組織・人員が縮小された一方で、行政区域が大きく拡大したことも関係していると思われるが、質的な変化として、市町村職員の地域の状況把握が不足し、円滑な事業推進を懸念する声も上がっている。こうした状況から、少なくとも農業農村整備事業という観点から見ると、必ずしも総務省の研究会が期待するような専門性の高いきめ細やかな行政が展開される体制が構築されたとはいえず、むしろ、後退したかのような印象を受ける。

今後、土地改良施設のストックマネジメントの展開が求められる中、弱体化する土地改良区を支え、地域における土地改良施設整備の最前線を担う市町村の役割は大きい。また、平成 19 年度から本格実施される農地・水・環境保全向上対策など農村地域政策が多様化する中で、活動組織と協定を締結する主体となるなど、農村振興における市町村の役割は益々大きくなるものと考えられる。その中で、いかに専門性を有しきめ細やかな行政対応ができる体制を築くかが重要な課題となる。そうした観点からは、県などの専門的な技術者集団を有する組織で積極的に市町村を補完する役割がむしろ増大しているのではないかと考えている。

参考文献： 1) 市町村の合併に関する研究会平成 17 年度報告書(平成 18 年 3 月)総務省

表-1 市町村における職階別農業農村整備関係担当職員数の変化

	合併前職員数	合併後職員数
本庁担当課長	75	29
支所課長	-	20
本庁主査・課長補佐	73	29
支所主査・課長補佐	-	9
担当者(係長以下)	152	110
合計	300	197

表-2 市町村の合併形態別農業農村整備担当職員数の変化

	合併前の職員数①	合併後の職員数②	職員の増減率 ②/①	(参考)合併後の市町村数
本庁に業務が集約された市町村	145	69	48%	10
支所がある市町村	115	93	81%	5
合併しなかった市町	40	35	88%	6
合計	300	197	66%	21